平成２７年（フ）第６３２号
東京都八王子市東浅川町205番地１八王子イーストパーク405号
債務者　佐藤ジェイドこと　サトウ　ジェイド　オルティーズ
1　決定年月日時　平成27年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月16日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第７２７７号
東京都墨田区押上２丁目37－５
債務者　千葉　育子
1　決定年月日時　平成27年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７３２１号
東京都江東区永代２丁目22－６－302
債務者　武川　節子（旧姓鳥谷部）
1　決定年月日時　平成27年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７３５９号
東京都調布市深大寺南町３丁目11－２
債務者　富澤　　彩
1　決定年月日時　平成27年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７３８７号
東京都町田市金森２丁目17－12－Ａ－202
債務者　中沢　慶子
1　決定年月日時　平成27年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７３８９号
東京都東村山市萩山町２丁目２－８－916
債務者　薗部　博史
1　決定年月日時　平成27年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７３９０号
千葉県千葉市緑区高津戸町659－６
債務者　本屋　向敏
1　決定年月日時　平成27年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７３９８号
東京都江戸川区船堀１丁目５－12－406
債務者　大堀　　元
1　決定年月日時　平成27年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７４０２号
東京都多摩市連光寺１丁目７－30－312
債務者　高野　鈴子
1　決定年月日時　平成27年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７４０３号
東京都町田市小山町2434－２－１－101
債務者　平林　　巧
1　決定年月日時　平成27年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６１０号
東京都八王子市小比企町1622番地１礒沼ハイツ101号
債務者　八島　厚子
1　決定年月日時　平成27年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月21日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第６１４号
東京都東大和市清原２丁目１番地７－902号
債務者　高橋　千代
1　決定年月日時　平成27年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月21日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第６１７号
東京都八王子市中野山王１丁目９番17号メゾン池谷202号
債務者　石川　昭夫
1　決定年月日時　平成27年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月21日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第４９０号
東京都三鷹市上連雀６丁目９番14－103号
債務者　藤原　玲美
1　決定年月日時　平成27年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月22日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１３７８号
横浜市保土ケ谷区新桜ケ丘２丁目17番30－107号
債務者　佐藤　淳也
1　決定年月日時　平成27年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１０２号
釧路市双葉町15番1208号　リーセント双葉1208号
債務者　松岡哲次郎
1　決定年月日時　平成27年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月28日午前９時30分
釧路地方裁判所